

設問番号	設問	
01-01	雇用調整助成金とはどのような制度ですか。	雇用調整助成金は、景気の後退等、「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされ雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下「休業等」といいます。）を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。（特例措置ではない）通常の場合における助成内容は以下のとおりです。 ・助成対象：休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成 ・助成率：中小企業：2/3 大企業：1/2 ただし、雇用保険基本手当日額の最高額を日額上限とする。 その他、教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給（訓練加算） 1人1日当たり 1,200円 ※支給を受けた日数が計30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より、当該判定基礎期間における教育訓練の実施率によった助成率及び訓練加算が適用されます。 【助成率】 A. 判定基礎期間における休業等の日数において1/10以上教育訓練を実施する場合 ⇒ 中小企業：2/3 大企業：1/2 B. 判定基礎期間における休業等の日数において1/10以上教育訓練を実施しない場合 ⇒ 中小企業：1/2 大企業：1/4 【訓練加算】 A. 判定基礎期間における休業等の日数において1/5以上教育訓練を実施する場合 ⇒ 1人1日当たり 1,800円 B. 判定基礎期間における休業等の日数において1/5以上教育訓練を実施しない場合 ⇒ 1人1日当たり 1,200円 ・支給限度日数：1年間で100日（3年150日） なお、主な支給要件は以下のとおりです。 ・雇用保険の適用事業主であること ・売上高又は生産量等の事業活動を示す指標について、3か月間の月平均値が前年同期に比べて10％以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10％を超えてかつ4人以上、中小企業以外の場合は5％を超えてかつ6人以上増加していないこと ・過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間内の最後の判定基礎期間末日若しくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること
01-02	支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より教育訓練の実施率により助成率等が変わりますが、この支給日数30日には「過去3年以内に支給した日数」も含まれますでしょうか。	適用される助成率等の境である支給日数30日は、今回の対象期間内での累計日数で算定し、支給限度日数3年150日要件に係る対象期間が過去にあったとしてもその支給日数は考慮いたしません。例えば、過去3年以内に開始した前回対象期間で支給日数50日分を受給していた場合でも、今回の対象期間を始めるにあたり30日に達しているものとして考えるのではなく、あくまでも今回の新たな対象期間において支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間より教育訓練の実施率で適用される助成率等が変わります。
01-03	雇用調整助成金は労働者個人に支給されるものですか。	雇用調整助成金は休業等を行う事業主に対して支払われるものであり、労働者個人には支給されません。また、労働者の雇用の維持を目的とするため、社長や役員、自営業の家族従事者など雇用者でない者は助成の対象となりません。
01-04	雇用調整助成金の「休業」について教えてください。	雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、所定労働日に従業員である労働者を休ませるものをいいます。単に事業所が営業を休むことをいうものではありません。このため、従業員を出勤させ、内部の事務処理等の業務をさせている場合や従業員が休業日に自主的に出勤している場合は、「休業」に該当せず、雇用調整助成金の対象とはなりませんのでご注意ください。
01-05	雇用保険の適用事業所でない場合でも、雇用調整助成金の対象となりますか。	雇用調整助成金は、雇用保険の適用事業所であり、従業員が雇用保険の被保険者でなければ対象となりません。
01-06	「経済上の理由」について詳しく教えてください。	景気の変動および産業構造の変化ならびに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現、消費者物価・外国為替その他の価格の変動等の経済事情の変化をいいます。 そのため以下に掲げる理由による事業活動の停止または縮小は本助成金の支給対象となりません。 ① 例年繰り返される季節的変動によるもの（自然現象に限らない） ② 事故または災害により施設または設備が被害を受けたことによるもの（被害状況の点検を行っている場合も含む） ③ 法令または司法処分により事業活動の全部または一部の停止を命じられたことによるもの（事業主が自主的に行うものを含む）
01-07	大企業と中小企業の判断は、いつ時点で行うものですか。	企業規模については対象期間の初日時点で判断するものです（初回の計画提出時に確認します。）。期間の途中で資本金等の増減があったとしても、対象期間中の企業規模の変更は行いません。